

## (4) ネットワーク産業分野

### ① ICT（情報・通信）分野

ICT分野は、近年、その市場規模が大きく拡大するとともに、国民生活の利便性を大きく向上させる新たなサービスが次々に提供されるなど、人口減少社会下の我が国の経済を新たな成長のトレンドに乗せる大きな力を有している。

このようなICT分野の重要性を踏まえ、当会議の前身機関である規制改革・民間開放推進会議では、競争環境の整備を通じた国民利便の向上の観点から、NHK改革の一層の推進、視聴者利便の向上を図る観点からの地域免許制の見直し、通信分野における公正競争確保のための諸施策の徹底など、様々な問題提起を行ってきたところである。

これに加えて、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成18年6月20日）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）、「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月19日）等において、ICT分野の改革の推進が求められ、関係者間の具体的な取組が精力的に進められているところである。

今後、当会議は、これらの取組の更なる加速を図るとともに、将来のあるべき姿を見据え、ICT分野の改革の推進に向けた調査審議を行う必要があると考える。その際には、例えば、郵便・信書便事業の在り方の見直し、通信市場における競争政策及びユニバーサルサービスの在り方、通信・放送の融合・連携の実態を見据えた法体系の整備等、幅広い事項について議論を深め、改革に向けて大胆な提言を行う。

## ア 郵便・信書便事業の在り方の見直し

### 【問題意識】

明治4年の近代郵便制度の創設以来、郵便事業は全国あまねく公平になるべく安い料金でそのサービスを提供するとの方針に基づき運営されている。このようにいわれるユニバーサルサービスを提供し得る主体は、長らく郵便事業当局のみであったことから、「ユニバーサルサービスとして提供されるべき郵便の範囲とは何か」について、基本に立ち戻って議論するまでもなく、「郵便事業当局が提供するサービスが郵便」であり、「郵便とは郵便事業当局が提供するサービス」であることは明らかであった。

また、信書の送達業務については、その創設以来、官による独占事業とされてきたが、平成15年4月、信書の送達についても競争を導入すべく、民間事業者の参入が制度的に可能となった。以来、短時間での配達等高付加価値のサービスを提供する特定信書便事業については、272件（平成20年9月末時点）の新規参入がなされている。その一方、葉書等の基礎的なサービスを全国で提供する一般信書便事業については、現在に至るまで全く新規参入がないという特異な事態が続いている。

このような状況下、近年、全国的にサービスを提供する宅配便事業の登場、信書便事業制度の創設、郵政事業の民営化など、郵便をめぐる社会経済情勢は大きく変化しつつある中、本来必要とされるユニバーサルサービスに関して、基本に立ち戻った検討を速やかに行わなければ、当該サービスを受けるべき消費者の状況に不公平が発生し、国民生活の維持に大きな問題を発生させるとともに、事業者間の競争をゆがめる結果ともなる。したがって、「時代に対応したユニバーサルサービスの確保」及び「郵便・信書便事業の競争促進」という命題について留意しつつ、「郵便のユニバーサルサービスの在り方」について改めて検討を行う必要がある。

まず、「時代に対応したユニバーサルサービスの確保」について検討するにあたっては、基本的な要素は守りつつも、制度的に確保すべき範囲や水準は、社会経済情勢や国民のニーズの変化に応じて、柔軟な対応が行われるべきである。その際、僻地や離島等の不採算地域でも基礎的なサービスの提供がなされるような制度設計が必要なのは当然であるが、不採算地域であってもナショナル・ミニマムとして基礎的なサービスを提供することは、本来一事業者の責任によってなすべきものではなく、国がその確保の責任を負うべきものである。したがって、ユニバーサルサービスの確保に際しては、郵便事業会社又は一般信書便事業者に一定

のリザーブドエリアを留保し、当該エリアからの内部補助によって不採算地域に対する基礎的なサービスを提供する方法ではなく、諸外国でも事例があるように補助金入札制を含む国庫補助方式や基金方式も検討すべきである。

その際、郵便における不採算サービスの定義を考えるにあたっての共通費用の配賦方法については、完全配賦ベースではなく、より合理的な考え方を導入すべきである。

また、仮に現在の内部補助方式を前提とした場合であっても、リザーブドエリアへのサービスを内部補助していることを理由に、その他の領域で不透明な優遇策を与えることは認められない。

次に、「郵便・信書便事業の競争促進」については、当会議としては、信書と非信書の区別により市場を分割する合理性はなく、秘密保持等最低限必要な義務を課した上で同一の条件で活発な競争がなされることが本来望ましいと考えるが、信書と非信書の区別が慣習的に認知されていることから、当面の間は現在の区分を継続することには一定の現実性は認められる。しかしながら、民間企業同士が公平・公正な競争を行うことが、国民生活における利便性の向上において最も効果的であることから、今後、信書領域を含めたすべての領域で、最低限必要な規律のもとで自由な競争ができるようになることが求められる。

一方で、現在の信書便制度の枠組下における当面の課題について考えると、現行の一般信書便事業については、参入が解禁されて既に4年以上が経過しているにもかかわらず全く参入がなされないという事態は、参入に当たって求められる要件が高すぎることを潜在的に示しているものである。したがって、郵便事業と一般信書便事業の間での競争を実現するよう、例えば郵便事業会社のネットワークを利用した参入を認めることなど、一般信書便事業の参入要件を緩和すべきである。

また、国際エクスプレス郵便(EMS)についても同様にユニバーサルサービスの範囲等についての議論が必要と考える。その際には民間事業者によって提供されている国際エクスプレス便でも同様のサービスが提供されている領域については、通関手続等における民業とのイコールフットィングを確保すべきである。

以上を踏まえ、郵便におけるユニバーサルサービスの在り方等については、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、郵便のユニバーサルサービスの在り方及びその確保方策等について、平成21年度までに結論を得ることとされている。

その後、上記施策に基づき、総務省における「郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会」において、新規事業者の参入条件以外の新たなユニバーサルサービス確保の在り方等について検討が行われ、平成20年6月にまとめられた最終

報告では、「行政当局においては、あるべき制度の実現に向けて、郵便のユニバーサルサービスの範囲・水準等の在り方及びコスト補填策を中心にしたユニバーサルサービスの新たな確保方策についての検討を早急に開始すべきである」とされている。

さらに、上記の動きを受け、郵便におけるユニバーサルサービスの在り方の議論を更に深めることを目的として、「郵便におけるユニバーサルサービス確保の在り方等に関する調査研究会」が平成20年9月に新たに設置されたところであり、ユニバーサルサービスコスト算定の前提となる役務別コストの整理の在り方、及びユニバーサルサービスの算定方法の検討とその確保方策等に関する具体的な検討が開始されたところである。

なお、ユニバーサルサービスの在り方を検討するにあたっては、本来、各個別市場ごとに検討するのではなく、最低限の生活であるナショナル・ミニマムを維持していく上で何が必要かという視点で議論を行うべきであり、通信分野全体で、議論を考えていくことが望ましい。

以上を踏まえ、当会議としても、郵便分野における今後の検討状況について注視し、必要に応じて提言を行っていく所存である。

## イ 通信分野におけるユニバーサルサービス制度の在り方についての検討

### 【問題意識】

通信分野における現行のユニバーサルサービス制度は、ドライカップを利用した直取電話の提供により地域通信市場分野における一層の競争の進展が見込まれること等を背景として、平成18年度より稼動したものであるが、その後、ブロードバンド化が進展し I P 電話の加入者が大幅に増加する一方で、加入電話の加入者数が減少する等、回線交換網から I P 網へのマイグレーションの影響が顕在化してきている。このような状況を踏まえ、I P 化に対応したユニバーサルサービス制度の見直し(光 I P 電話や携帯電話等も含めたユニバーサルサービスの範囲、維持に係る費用の算定方法及び費用の負担方法等)について検討する必要がある。

## ウ 通信分野における競争促進の在り方についての検討

### 【問題意識】

通信分野においては、平成 11 年に行われたNTTの再編成によって持株会社の下に東西地域会社、長距離電話会社及び携帯電話会社が包摂される形となっているが、そのような体制の下では事実上独占状態にある地域通信事業とその他の事業が一体的に運営されるのではないかとの懸念があるため、NTTに対する非対称規制が依然として残っているところである。

こうした事態の改善を図るために、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」（平成 18 年 6 月 20 日）に基づき、平成 22 年の時点でNTTの組織問題について検討を行い、その後速やかに結論を得るとされているところである。IP化時代を迎えた現在においては、アクセス部分を含めたボトルネック設備の大部分を東西地域会社が占有しているという状況には変わりはない中で、IP系や無線系を含めた市場競争はここ 10 年の間に伸展してきた。電力系を始めとする光ファイバーの設置等によって通信基盤施設についても都市部の一部では競争がみられるようになり、NTT以外の事業者においても一定のシェアが確保されているところである。このような状況の中、市場構造や市場競争の程度に変化がみられてきていることも確かであり、したがって、今後、NTTによって次世代ネットワークが構築される中、NTT地域会社の動向がブロードバンド市場の公正な競争と健全な発展を阻害する恐れがないよう、注視が必要であることは当然としても、変化の激しい電気通信分野においては、競争の進展に見合った規制制度の在り方を常に見直していく必要もある。

このような状況下、平成 22 年時点におけるNTTの組織問題についての検討に先立ち、市場構造の変化に対応し得るドミナント規制の適正な運用や次世代ネットワークに係る接続ルールの整備等の在り方について、検討を行うべきである。

具体的には、次世代ネットワーク（NGN）における接続ルール・接続料の算定方法の在り方等やNTTグループに対する累次の競争ルールの在り方等について、早急に検討を行う必要がある。

## エ 通信・放送融合法制の在り方について検討

### 【問題意識】

放送分野については、昭和 25 年に電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)、放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) が成立、施行され戦後の新しい放送体制がスタートしてから既に半世紀以上が経過したところであるが、この間、地上波放送は国民生活に欠かせないメディアとして定着し、さらに、有線テレビジョン放送 (CATV)、放送衛星 (BS) や通信衛星 (CS) を利用した放送の開始により多メディア・多チャンネル化時代を迎えている。このような放送事業の成長を支えたのが、受信料で成り立つNHKが行う公共放送と、広告収入で成り立つ民間放送との二元体制であり、財政基盤を異にする両者が相互に補完し刺激し合いながら、国民のニーズに対応してきた。

しかしながら、平成 8 年に CS デジタル放送の開始により始まったデジタル化という技術革新は、高画質化、多チャンネル化、高機能化に加え、通信をはじめ周辺産業との融合を飛躍的に進展させ、電波の有限希少性や放送の社会的影響力の大きさ等を根拠としてきた放送事業に対する規制の在り方にも大きな変化をもたらしつつある。

一方、通信分野では、昭和 60 年の通信の自由化及び電電公社の民営化以降、日本電信電話株式会社の再編、それと相前後する接続規制や非対称規制の導入等の公正競争条件の整備、事業区分の撤廃等の改革を経て、今や 1 万 4,000 社以上 (平成 20 年 3 月現在) が新規に参入、市場規模は自由化時の約 3 倍の 15 兆 7,000 億円 (平成 16 年度) にまで拡大した。また、平成 13 年以降、e-Japan 戦略の下、公正な競争環境の整備と民間主導のインフラ整備を推進した結果、世界でも有数のブロードバンド環境が実現し (平成 20 年 3 月末におけるブロードバンドサービス契約数は 2,875 万件)、電話サービスのみならず、インターネット接続サービス、映像配信サービスのいわゆるトリプルプレイサービスを展開する通信事業者も現れている。

このようなブロードバンド環境の中、通信事業者の事業戦略において伝送部分だけでなくコンテンツなど上位レイヤーの重要性が増しており、そのような新たな事業展開にも対応した公正な競争環境の確保が重要な課題となっている。

通信と放送の融合に対応した法体系の見直しについては、「規制改革推進のための 3 か年計画 (改定)」においても、「通信・放送の伝送機能に関する規律のあり方など融合時代に相応しい法体系の在り方について検討する」とされており、平成 22 年度までに結論を得ることとされている。

上記を踏まえ、通信による映像配信や放送の双方向化等の近年のICT技術の急速な進歩に伴い、通信・放送に係る法制度を従来の縦割りの法制から情報通信産業の構造変化を踏まえた横割りの法制に改める方向性が、総務省において検討されているところである。本制度改正は、無線・有線、地上波・衛星波といったハードの違いにとらわれないシームレスな事業展開と、それに伴う一層活発な競争を可能にする点で望ましいものであり、今後予定されている具体的な制度設計に当たっては、過去のしがらみや既得権にとらわれず、各事業者の自由で活発な公正競争を通じて国民が多様で良質なサービスを享受できるような法制度となるよう、当会議としても引き続き検討を進めていく。



## ② エネルギー分野

我が国のエネルギー産業における制度改革は、90年代の産業空洞化懸念への対処を契機として、国際的に競争力のあるコスト水準を目指すため、安定供給の確保や地球温暖化対策への配慮などについても考慮しつつ、漸進的に進められてきたところであり、これまでに小売り自由化範囲の拡大（電力においては高圧分野まで、ガスにおいては10万 $\text{m}^3$ 以上の需要家まで）や卸電力市場の整備等が図られてきたところである。しかし、改革の核とも言える事項であった「電力・ガスの小売り全面自由化」については、いまだ完全な実現を見ていないなど、その取組は道半ばにある。その結果、電気事業の小売り自由化範囲における新規参入事業者のマーケットシェアは、3%程度と依然として低く、また既存事業者間の競争に至ってはほとんど生じていない。

経済のグローバル化に伴う国際間の競争は一層激化しており、産業競争力強化や国民生活向上の観点から、これまでの方向性に沿った改革を強化・加速し、国民にとってより利便性の高いエネルギー産業へ転換していくことは喫緊の課題である。そのためには、既存事業者間及び新規参入事業者との競争を通じた事業者による経営効率化努力を促進することで、我が国エネルギー産業の高コスト構造の改善を促すとともに、併せて、エネルギー安全保障の向上や地球環境問題への対応等についても重要課題として認識しつつ、我が国におけるエネルギー分野の更なる規制改革の在り方について、不断の見直しを行いつつ、引き続き検討を進めていくことが求められている。

## ア 電力分野における更なる規制改革

### 【問題意識】

電気事業分野においては、我が国の産業競争力や国民の経済厚生の上昇を図る観点から、競争環境の整備による更なる電力料金の引下げやサービスの多様化を促すとともに、エネルギー安全保障への対応や、地球温暖化対策等の課題への対応も併せて、積極的に進めて行くことが求められる。

このような状況下、我が国においては、これまで小売の部分自由化や託送料金に関するいわゆるパンケーキの廃止、同時同量ルールの見直し等の託送に係る制度の見直し、電力系統利用協議会や卸電力取引所の設置、適正取引に係るガイドラインの整備などの施策を通じて、順次、競争環境が整備されてきたところである。

これらの競争環境の整備により、わが国の電気料金単価は平成6年度から19年度までの間で約20%低下した。特に新規参入者との競争が激しい業務用需要家の料金については、平成12年度上期から17年度下期の間に約30%低下するとともに、規制分野である家庭用料金についても、平成12年度から17年度に約10%低下するなど、制度改革は一定の成果を上げつつあり、電力会社間の内々格差も次第に縮小している。また、我が国と欧米先進諸国との間の電気料金の価格差は縮小・逆転している。

一方で、世界規模でのエネルギー価格が大きく変動する中において、小資源国である我が国のエネルギー安全保障への対応や、地球温暖化対策などの政策課題への対応も積極的に進めて行くことも重要である。特に、エネルギー・安全保障確保にとって重要となる原子力の推進については、これまで以上に積極的に取り組むべきである。

このような中、電力事業分野の改革の際に掲げられている「安定供給の確保」、「環境への適合」、「市場原理の活用による競争・効率性の促進」という3つの政策的課題は、いずれかを犠牲にして他を追求するものではないという観点から互いに排他的なものではない。むしろ、特に「市場メカニズムの活用」については、コスト低下による需要家の利益をもたらすだけでなく、需要家の需要を抑制するインセンティブを与えるという観点から、供給信頼度の向上や地球温暖化対策としても有効であることについて、改めてその重要性について認識しつつ、現行制度の枠組みに捉われることなく、不断の見直しを通じて、時代の要請に応じた望ましい電気事業制度の在り方について引き続き検討を行う必要がある。

以上のような問題意識に基づき、特に下記の点について、検討を進めていく必

要がある。

### (ア) スマートメーターの導入に関する検討

諸外国において、デマンドコントロールを可能とするために必要な要素として、近年注目されているスマートメーター（単なる電力量計の電子化や機能の高度化以外に、それに付随して発生するメーター・事業者間における双方向通信の仕組みや、電力会社における業務改善、顧客サービスの多様化など、スマートメーター導入を契機としたあらゆる仕組みの変革のことを指す）の導入については、ピークコントロールによる負荷平準化等により環境負荷の軽減を図る観点から、我が国においても導入を促進することは有用である。

海外における所謂スマートメーターの導入目的・状況は、国地域毎に大きく異なるところであり、例えば、イタリアにおいては盗電防止や省エネを主目的に、90%以上の家庭需要家に対して電子式で自動検針や遠隔制御機能を有するメーターの普及が進んだ一方、ドイツにおいては、1998年から小売全面自由化を行っているが、現在も90%以上のメーターが機械式である。

我が国においては、現在、機械式メーターが太宗を占めているが、近年、電子式メーターの導入が増加傾向にあり、大口需要を中心に自動検針も導入されてきており、また一部の電力会社においては、中長期的な視点において導入について検討を進めるべく、実証実験が開始されたところである。

したがって、諸外国における事例を検証しつつ、スマートメーターの導入が顧客、電力会社及び社会全体に対して与えるメリットについて、並びに費用対効果等の課題について、検討を行った上で、我が国におけるスマートメーター導入の可能性や方向性について検討を行うべきである。その際、将来における電力分野の全面自由化の是非の検討との関係にも留意しつつ、検討を行うべきである。

## 【具体的施策】

我が国におけるスマートメーターの導入可能性について、安定供給、需給調整コスト削減、CO<sub>2</sub>排出量抑制の観点を中心に費用対効果に関する調査を行うべきである。具体的には、国内外におけるスマートメーターの導入状況（背景・経緯、影響、手法、活用事例など）や導入コスト等を踏まえつつ、我が国におけるスマートメーター導入に伴う需要家の反応を調査した上で、費用対効果を分析することにより、我が国への適用可能性等について検討すべきである。

### 【平成 20 年度検討・結論】

また、スマートメーター導入の可能性や方向性について、スマートメーター普及にあたって関連する諸制度等による障害の存否や存在する場合の当該障害への対応等について検討を実施すべきである。その際、将来における電力分野の全面自由化の是非の検討との関係にも留意しつつ、検討を行うべきである。

### 【平成 21 年度以降継続的検討】

## イ ガス分野における更なる規制改革

### 【問題意識】

ガス事業分野における自由化以後、競争環境の整備が随時進められてきたところであるが、家庭部門における料金（ガスの平均販売単価）の低下幅は、自由化部門における料金と比較して極めて限定的であり、我が国のガス料金水準はいまだに国際的な比較において割高感は否めない。また、事業者間の規模の格差や全国的なガス導管等の未整備により国内のガス事業者間の価格差も依然として存在する（一般ガス事業者の全国ベースでの料金格差は、最大2.81倍）ところである。

当会議としては、需要家利益の確保・最大化を図る観点から、小売自由化範囲の10万 $\text{m}^3$ /年未満の家庭用を含む需要家までの拡大の実施も含め、ガス事業分野において引き続き競争促進を図る必要があると考える。併せて、ガス市場における「公正性」「透明性」の一層の確保を図る観点から、現行の託送料金制度並びに託送供給関連業務に関する会計分離の在り方について検討をし、必要な措置を講ずるべきである。

また、効率的・安定的なガス供給体制の整備に資する施策も重要である。ガス導管ネットワークについて、その整備・ネットワーク化の促進を図る観点から、国と民間の役割分担、インフラ整備関連の諸制度、投資インセンティブの付与方策等の在り方についても検討すべきである。

以上のような問題意識に基づき、特に下記事項について、検討すべきである。

#### (ア) 託送供給における同時同量の在り方の検討

託送供給においてネットワークの受入ガス量と払出ガス量の乖離率を一定水準以内とすることを求める「同時同量制度」は、一般ガス事業者のネットワーク運用に支障を与えない範囲で託送供給を認めるとの考え方で導入されたものである。新規参入者（託送供給依頼者）は現在1時間あたり $\pm 10\%$ 以内の同時同量を達成することが求められ、他方で一般ガス事業者（託送供給実施者）は新規参入者と同様の1時間あたり $\pm 10\%$ 以内の同時同量は行っていないものの、託送供給依頼者からの受入ガス量を含めたネットワーク全体の供給圧力の維持・管理を行っている。

現行の同時同量制度の運用状況を見ると、現時点においては、本制度により一般ガス事業者のネットワークの運用に具体的な支障が生じていることはなく、また、過大なバックアップサービス料金等の負担をもたらしているものでもない。他方で、本制度については、一般ガス事業者のネットワークの運用と

比べて新規参入者にとって過度の負担となっているのではないか、といった指摘もある。

このような中、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」では、「同時同量範囲は託送供給依頼者と託送供給実施者と同程度とすべきという指摘を考慮しつつ、現行制度の見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる」とされているところであり、現在検討が進められているところである。

これらを踏まえ、あくまで現行制度は維持しつつも、託送供給実施者のネットワーク運用の実態に応じて柔軟な同時同量（例えば当事者間の合意を前提とした1日同時同量等）を可能とする仕組みの導入を、ネットワークの公平・透明な利用の観点も踏まえて検討し、必要な措置を講ずるべきである。

#### **（イ） 気化圧送原価の託送料金への賦課についての検討**

現在の託送料金の算定方法においては、託送供給実施者が維持・運用するLNG気化圧送設備に係るコスト（気化・圧送コスト）は、導管網全体の圧力を維持するために必要との理由から、全額を託送供給原価に算入している。ネットワークの圧力維持においては、実際には気化圧送設備と同時に製造設備についても稼働させているが、託送料金には工場の設備を細分化して託送供給に関連する費用をできる限り特定することが適当であるとの考え方にに基づき、気化・圧送コストのみが限定的に算入されている。

一方で、現在の託送料金の算定方法は、託送供給の実績がまだ十分ではない時期に定められたものであり、気化・圧送コストの取扱いについても、簡易な同時同量制度の影響、設備の運用・取扱いの実態等に関する検証を進め、必要に応じて見直しを行っていくべきであるとされている。

このような中、託送供給原価における気化・圧送コストの取扱いについては、「託送供給実施者の保有する気化圧送設備は自らの需要家に供給するガスの製造にも用いられていることから、気化・圧送コスト全額を託送供給原価に算入するのではなく、コストの中身を精査した上で、真に導管網全体の圧力維持に要する部分のみを算入すべきではないか」「新規参入者も自らの気化圧送設備を稼働して同時同量を達成することによりネットワークの維持・安定化に一定の寄与を果たしているが、託送を利用する新規参入者の需要家は、託送供給実施者の気化・圧送コストに加えて新規参入者の気化・圧送コストについても負担する形となっており、公平性の観点から問題があるのではないか」といった指摘がなされている。

これらの指摘や、託送供給の件数、供給量が増加傾向にある中で託送供給の

実態についても明らかになってきていることを踏まえれば、ネットワーク運用の実態を踏まえた適正な託送料金を実現する観点から、気化・圧送コストを含めたネットワークの維持・管理に要するコストを託送供給原価により適切に算入する方法を検討していく必要がある。

上記を踏まえ、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」では、「気化器にかかるコストが、製造費用であるかネットワーク関連費用であるかについて、実証的なデータに基づく検証をその方法の検討も含めて行い、新規参入者にとって過剰な負担とならぬよう、従来の取扱いの見直しについて検討し、結論を得て必要に応じて措置を講ずる。」とされているところであり、現在検討が進められているところである。

なお、検討にあたっては、少なくとも全額を託送供給関連コストとしている現行ルールは、公平性の観点から問題があると同時に託送供給の実態を適切に表していないという点で合理性に欠けることから、現行ルールを見直すことを前提として、一般ガス事業者のネットワーク管理コストだけを、一定の仮定をおいて抽出して託送供給関連コストとして扱う方法等について、検討し、必要な措置を講ずるべきである。